

20 e-Govからの電子申請の方法

電子申請の利用方法



労働保険の電子申請手続は、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」から行うことができます。電子申請をするにあたっては、あらかじめ電子証明書の取得が必要です。



- マニュアルには申告書の書き方、アクセスコードの利用方法、電子納付等の手続きについて記載してありますので、ご参照のうえ、手続きをお進めください。
- e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター」(電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで))へお問い合わせください。

審査状況の確認

電子申請にて申請していただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。

●審査状況をご確認いただくにあたっては、「到達番号」と「問合せ番号」が必要になりますので、申請データを送信後に表示される番号をお控えください。

※「到達番号」「問合せ番号」を紛失された場合は、電子政府利用支援センターまでお問い合わせください。

●「電子申請システム」画面の「状況照会」をクリックしてください。

●「状況照会」画面が表示されましたら、「到達番号」「問合せ番号」欄にそれぞれの番号を入力し、「照会」ボタンをクリックしてください。

●「状況確認」画面が表示されましたら、「手続の経過(日時)」をご覧ください。審査状況をご確認いただけます。

●「状況照会」画面からは「納付情報一覧」ボタンをクリックすることにより、電子納付手続に進むことができます。

電子納付のご案内

労働保険料の納付手続きについては、電子納付をご利用いただけます。

●「状況確認」画面を表示してください。(画面の表示方法は前ページをご参照ください。)

●「状況確認」画面の「納付情報一覧」ボタンをクリックしてください。

●電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されます。

電子申請による年度更新申告を行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

A 電子申請による年度更新申告手続後、e-Govからインターネットバンキングにより電子納付を行う場合(上の図の場合)

申請データの送信後、「納付情報一覧」画面において「電子納付する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。

画面遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。

B 電子申請による年度更新申告手続後、インターネットバンキングにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。

この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」「納付番号」等が必要になります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

C 電子申請による年度更新申告手続後、ATMにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。

この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

注意事項

●インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応していることが必要です。
(対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページ <https://www.pay-easy.jp/where/> または右のQRコードを参照してください。)

●労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。

●既に口座振替による納付手続をされている場合でも、電子申請手続を進めるうえで振込者の表示や納付に関するメールは通知されますのでご注意ください。



Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金や税金また、その他様々な料金を全国の金融機関のインターネットバンキング、ATMなどから支払うことができるようになるMPN(マルチペイメントネットワーク)が提供するサービスです。
詳しくはこちらまで
(<https://www.pay-easy.jp/>)

